青少年を守るインターネット犯罪対策の提言

金子薫子

- 1. はじめに
- 2. 現状の分析
- 3. 海外の取り組み
- 4. 日本における提案
- 5. 結論

1はじめに

インターネットの急速な普及に伴い、青少年が利用する機会が増加し、それに伴ってインターネット犯罪の件数も急増している。この問題は、青少年が被害者として犯罪に巻き込まれるリスクだけでなく、加害者となる可能性も含んでいる。特に、SNS やオンラインゲームを通じて、個人情報の流出や不適切なコンテンツへの接触が容易になり、犯罪の温床となっている。また、匿名性やなりすましといったインターネット特有の特性が、青少年の犯罪意識を希薄化させる要因となっている。

こうした問題に着目した理由は、青少年が社会の未来を担う重要な存在であるからである。青少年期における不適切なインターネット利用は、本人の成長や社会生活に深刻な影響を与えるだけでなく、社会全体の安全性や秩序を脅かす潜在的なリスクとなる。インターネット社会が急速に進むなかで生きていくには、インターネットから避け、離れることは現実的ではない。避けることよりも、どのような危険が存在するにか、危険から身を守るのか、他人を危険にさらさないのかという知識を身につけるべきであると考えたからである。さらに、日本における青少年のインターネット犯罪は年々増加しており、被害者や加害者の低年齢化が進む中、早急な対策が求められている。本稿では、現状の課題を詳細に分析し、海外の先進的な事例を参考にしながら、日本における効果的な施策を提案する。

2現状の分析

日本における青少年のインターネット利用率は98.7%に達し、スマートフォンやタブレットが日常生活の一部として不可欠なツールとなっている(こども家庭庁、2024)。この

¹こども家庭庁『「青少年のインターネット利用環境実態調査」調査票・調査結果等』 〈<u>https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet_research/results-etc〉</u>

(2025年1月17日閲覧)

²総務省米国「Kids Online Safety Act」法案 について

〈https://www.soumu.go.jp/main_content/000797739.pdf 〉 (2025 年 1 月 17 日閲覧)

普及の一方で、インターネット犯罪の件数は 10 年間で約 4500 件も増加しており(警察庁, 2023)、2022 年には児童ポルノ関連の検挙件数が前年比 54%増の 783 件、検挙人員が 63%増の 644 人に達した。また、SNS を通じたサイバー犯罪の被害件数も年間 1812 件に上り、特に高校生と中学生が被害者の大多数を占めている。SNS の利便性が加害者と被害者の接触を容易にし、犯罪の発生を助長している現状が浮き彫りとなっている(こども家庭庁、2024)。

特に問題となるのは、被害児童が特定の年齢層に集中している点である。中学生や高校生は自分の判断力に自信を持ち始める時期であり、大人の加害者からのアプローチに対して警戒心が不足することが多い。このため、巧妙な詐欺や勧誘に引っかかりやすく、最悪の場合には深刻な犯罪被害に巻き込まれるリスクが高い。さらに、オンラインゲームや SNS を通じた過剰な交流が、個人情報の流出や心理的ストレスを引き起こしやすい環境を作り出している。

また、青少年自身が加害者となるケースも見逃せない。たとえば、いじめがインターネット上でエスカレートし、誹謗中傷や個人情報の暴露といった形で発展することがある。こうした行為が犯罪であるとの認識が薄いため、無意識のうちに加害行為を行ってしまう例も多い。このような状況を放置すると、将来的に社会全体のモラル低下を招く恐れがある。

さらに、保護者や教育機関のリテラシー不足も深刻な課題である。保護者がフィルタリング機能や監視ソフトを適切に活用できていない場合、家庭内での安全管理が十分に行われないことが多い。学校でも、インターネットに関する教育がカリキュラム内で十分に位置づけられておらず、生徒たちがリスクについて体系的に学べる機会が限られている。時代の変化に敏感な青少年は同時に警戒心が希薄でもある。そこで保護者がしっかりと管理できる体制が必要なのである。

3海外の取り組み

アメリカの施策

2000 年に制定された「児童インターネット保護法(Children's Internet Protection Act, CIPA)」は、わいせつな内容や児童ポルノ、未成年者にとって有害な写真等へのアクセスをブロックまたはフィルタリングする技術的な保護対策を義務付けている。この法律は、ユニバーサルサービス基金(USF)の E-Rate プログラムを通じてインターネット接続に関する

¹こども家庭庁『「青少年のインターネット利用環境実態調査」調査票・調査結果等』 〈<u>https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet_research/results-etc〉</u>

(2025年1月17日閲覧)

²総務省米国「Kids Online Safety Act」法案 について

〈https://www.soumu.go.jp/main_content/000797739.pdf 〉 (2025 年 1 月 17 日閲覧)

割引を受ける学校や図書館に適用され、これらの機関はインターネット安全規定を定める ことが求められている。

さらに、2022年2月には「子どもオンライン安全法(Kids Online Safety Act, KOSA)」が提案された。この法案は、ソーシャルメディア・プラットフォームに対し、未成年者の情報保護や中毒性のある機能の無効化、アルゴリズムによる推奨のオプトアウトなどのオプションを提供することを要求している。また、プラットフォームに対し、デフォルトで最強のプライバシー設定を有効にすることや、子どもや保護者が有害な行動を報告するための専用チャンネルを提供することも求めている。

学校や地域コミュニティと連携し、青少年がオンライン上のリスクを理解し、安全な行動を取るための教育やワークショップが提供されている。これらの取り組みを通じて、青少年が安全にインターネットを利用できる環境の整備が進められている。

イギリスの施策

イギリスでは、青少年をオンラインの危険から守るため、「オンライン安全法(Online Safety Bill)」を 2023 年 9 月に制定した。本法は、違法・有害コンテンツの削除を義務付け、違反企業には年間売上の最大 10%の罰則を科す。監督はイギリス情報通信庁(Ofcom)が担い、安全対策の徹底を求めている。

政府主導の規制に加え、UKCCIS (イギリス青少年インターネット安全協議会)が業界の自主規制を推進し、企業の安全対策強化や保護者向け教育プログラムを提供している。 これにより、子供たち自身が危険を回避する能力を育むことができる。

韓国の施策

韓国では、青少年のゲーム依存や深夜のオンライン活動を抑制するために「シャットダウン法」が導入されている。この法律により、16歳未満の青少年は深夜 0 時から午前 6 時までオンラインゲームにアクセスすることが制限されている。また、サイバー暴力防止法に基づき、オンライン上の誹謗中傷や嫌がらせに対する厳格な罰則が設けられている。これらの規制は、青少年が健康的なライフスタイルを維持し、過度なインターネット依存を防ぐことを目的としている。さらに、教育省が主導するデジタルリテラシー教育プログラムでは、青少年や保護者がインターネット上のリスクを理解し、適切に対応できるよう支援している。

³アメリカ合衆国各州における青少年の インターネット環境整備に係る取組等の調査 調査報告書〈https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/〉(2025 年 1 月 17 日閲覧)

⁴nikkeimatome 〈<u>https://nikkeimatome.com/?p=18230</u>〉 (2025 年 1 月 17 日閲覧) ⁵スポーツソウル〈https://sportsseoulweb.jp/society_topic/id=38528〉(2025 年 1 月 17 日 閲覧) 韓国の取り組みは、単なる規制にとどまらず、技術と教育を融合させた包括的なアプローチを採用している点で特徴的である。たとえば、オンラインゲーム企業と政府機関が連携し、利用時間のデータをリアルタイムで監視する仕組みを構築している。

4日本における提案

日本においては、まず学校教育においてインターネットの安全利用に関する知識を教える「デジタルリテラシー教育」を義務化する必要がある。この教育を通じて、青少年がインターネットの利便性と危険性を適切に理解し、安全な行動を取れる力を育むことが期待される(文部科学省,2022)。また、教師を対象とした研修プログラムを導入し、最新のインターネット関連技術や犯罪手法に関する知識を提供することも重要である。

次に、政府主導で青少年保護ソフトの普及を進めることが求められる。保護者が簡単に利用できるツールを開発し、フィルタリングや利用時間制限などを実現することで、家庭内での監督を強化する(内閣府, 2022)。これに加え、地域コミュニティを巻き込んだ啓発活動を展開し、保護者が正しい情報を共有できる場を提供することが必要である。

また、インターネットサービス提供者に対し、青少年向けサービスのプライバシー保護基準を義務付ける必要がある。具体的には、プライバシー設定をデフォルトで高い保護状態に設定し、利用者データの収集や利用を最小限に抑えることを求めるべきである。さらに、第三者機関による監視と評価の仕組みを導入し、サービス提供者の責任を明確化する必要がある。

さらに、専門的なサイバー安全機関を設立し、迅速な対応体制を構築することが重要である。この機関は、被害者の救済や犯罪の早期発見に努めると同時に、技術的支援を通じて犯罪抑止を図る役割を果たすべきである。被害を未然に防ぐための情報共有プラットフォームを整備し、関係機関との連携を強化することも必要である。

これらの提案を実施することで、青少年がインターネットの利便性を享受しながら、安全 に利用できる環境を構築できるだろう。

5 結論

青少年を取り巻くインターネット犯罪の問題は、個人のリテラシー向上だけで解決するものではない。家庭、学校、社会全体が一体となり、教育、技術、法律を組み合わせた総合的な対策を講じる必要がある。海外の成功事例を参考にしつつ、日本独自の文化や社会構造に適した施策を実施することで、青少年が安全にインターネットを利用し、犯罪の被害者にも加害者にもならない環境を実現することが可能となるだろう。